

1. 件 名：新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（柏崎刈羽6、7号炉）

2. 日 時：令和3年11月17日 14時00分～15時00分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全規制調整官、忠内安全管理調査官、齋藤企画調査官、照井安全審査官、藤田審査チーム員

実用炉監視部門

水野管理官補佐

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他2名

5. 要旨

(1) 柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷について

- 原子力規制庁から、令和3年度第44回原子力規制委員会での議論でもあったとおり、柏崎刈羽原子力発電所6号機の大物搬入建屋の杭の損傷状況について、適切な時期に現場を確認しに行く旨を伝達した。また、その確認の際には、損傷が確認されたNo.8以外の杭も含め、損傷状況が正確に把握できるような状態で実施できるよう依頼するとともに、その時点で得られている損傷状況のデータも示すよう依頼した。
- 東京電力ホールディングス株式会社から、現場の状況により確認できる時期は変わり得るが本日の依頼も踏まえて、適切な時期及び状態で確認ができるよう現場とも調整したいとの回答があった。
- 原子力規制庁から、現場確認の具体的な実施時期については、柏崎刈羽原子力発電所の現場状況も踏まえて引き続き調整する旨を伝達した。
- 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

(2) 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請について

- 東京電力ホールディングス株式会社から、今後申請を予定している柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の許認可等の申請（補正）予定時期について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁から、申請をする際には改めて連絡するよう伝達した。

○ 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請について
- ・ [柏崎刈羽原子力発電所6号機大物搬入建屋の杭の損傷について（令和3年11月2日提出資料）](#)